

令和8年度事業計画

シルバー人材センターの運営理念は、高齢者に働く機会を提供し、生きがいや健康の維持、経済的な安定を図ることを目的としています。この理念は高齢者が地域社会の発展に貢献することに直結しており、会員数の増加、就業機会の確保、安全な就業の推進、事業運営体制の強化などを基本方針としています。

こうした中、コロナ禍や定年制の延長、再雇用制度などにより会員数の減少が大きな課題となっています。当センターも同じような課題を抱えており、会員数の回復に全力を注ぐ必要があります。具体的には居場所づくりやサークル活動等就業以外にも魅力ある組織づくりを行い、女性会員の確保や退会抑制、高齢になっても活躍できる就業環境の整備に努めなければなりません。今年度は会員以外の市民の皆様にも参加いただける、体験会、講習会などの開催を始め、ショップなどの独自事業開拓も視野に入れながら、新規会員の獲得に取り組んでまいります。

また、財政運営面におきましては令和6年11月1日施行の「フリーランス新法」に基づく、「新しい契約方法」に移行いたします。移行に向け、昨年度より新規規約の制定や既存の規程の改正等に取り組んでまいりました。発注者・会員・センター間で「包括的契約」が締結されることとなります。発注者と会員の間で直接的な契約関係が生じるようになり、センターは発注者と会員間のサポートを行う仕組みとなります。「包括的契約」により経常収益、経費の取り扱いが「受託事業に係るもの」と「包括的契約に係るもの」の2とおりとなり、経理の算定方法が大きく変わることとなります※1。したがって次期5箇年中期計画策定に際し必要な事項を反映させてまいります。また、今年度の役員改選から「改正公益法人法」施行による、外部理事・外部監事制を導入し、ガバナンス強化を行い組織力向上を図っていきます。

このように、大きな変動の時期を迎えるシルバー人材センター事業ではありますが、引き続き、市民や企業の皆様信頼され、会員各位が地域社会の一員として生き生きと働くことのできる環境づくりに邁進いたします。

令和8年度 基本方針

1. 新規会員の確保と就業機会の開拓
2. 安全・適正就業の推進
3. 自主活動の体制整備と効率的な運営
4. 将来に向け、持続が可能となる健全な財政運営
5. 地域への積極的な広報活動の展開
6. 公益法人制度改正に対する取り組み
7. 次期中期計画策定
8. 包括的契約への移行

※1 予算編成方針の契約額

=受託事業収益+包括的契約収益+会員業務委託料(配分金)
(予 算 書 に 載 る) (予算書に載らない)

事業実施計画

1. 新規会員の確保と就業機会の開拓

- (1) 入会説明会のPRと、在籍会員による口コミ勧誘運動を展開する。
 - ・ 1会員1人入会運動を実施する。入会説明会を毎月1回（「魚沼市小出北部公民館」）行う。4、5、翌2、3月は
 - ・ 2回開催し、1回は夜間開催とする。告知は、市広報誌及びシルバー人材センターHPで行う。
 - ・ 入会紹介謝礼制度をPR、活用する。
- (2) 就業希望と仕事の合致に努め、退会者防止を図る。
 - ・ 個別相談会を開催し、会員の希望職種や就業先意向などをリアルタイムで把握し、就業につなげる。個別相談会を開催する場合は事務局職員だけでなく理事役員等も協力して行うこととする。
- (3) 「独自講習会」を開催し、知識・技能の習得と後継者育成を図る。
 - ・ 後継者育成が急務となっている、冬囲い、草刈り、剪定等の業務について、集中的に講習会を実施し、担い手を育成する。
- (4) 賛助会員の入会促進、新規企業訪問などにより新たな就業機会の開拓を図る。
 - ・ 1会員1仕事開拓運動を実施する（就業開拓も口コミが効果的なため）シルバー人材センター会員の就業に適した受注が期待できる企業リストを作成し、企業訪問を行う。
 - ・ 就業先の開拓や就業先の訪問などは事務局職員だけでなく理事役員等も協力して行うこととする。
- (5) 居場所づくりと退会抑制、入会促進
 - ・ 就業が難しくなってきた高齢会員や就業以外で楽しみを持ちたい会員が活躍できる場所となるような、サークルや独自事業など推進をする。
 - ・ 居場所づくりやゴールド会員制度を活用し、退会抑制につなげる。
 - ・ 会員以外も参加を可能とする講座、教室、各種作製会(生きがいつくり事業)を開催し、入会促進につなげる。

2. 安全・適正就業の推進

- (1) 安全就業基準、作業手順を周知徹底し、安全第一と事故防止を実現する。
 - ・ 安全就業基準・作業手順遵守と安全最優先について会員の意識改革を行う。
- (2) 安全対策委員会を中心に、積極的な活動を展開し指導体制の強化を図る。
- (3) 安全就業に関する研修会・講習会を開催する。
 - ・ 各種研修会、講習会に際し、安全第一の啓発、徹底を行う。
 - ・ 交通安全研修の実施、ドライビングスクールへの参加などを促す。
- (4) 事故情報やヒヤリハット事例の共有で、安全意識の徹底を図る。
- (5) 適正就業の推進。
 - ・ 受注時に契約内容の確認を徹底し、業務受託を行う。
 - ・ 業務実施中に契約内容との相違などを確認し、適正就業の確立を図る。

3. 自主活動の体制整備と効率的な運営

- (1) 職群班の編成促進に向け取組みを強化する。
 - ・同じ地区や人数が多い職場の就業が軌道に乗った時点で、職群班設置と班長選定を打診するなど、取組みを進める。
 - ・会員減少に伴う就業範囲の縮小を抑制するため、地区を跨いだ就業を推進し各地区会員の交流を図る。
- (2) 関係機関との情報交換機会を活用し事業の取組みや拡大を図る。
 - ・ハローワークと連携し、利用する高齢者や退職者にシルバー人材センターの情報提供をお願いし、入会促進につなげる。
- (3) 県連合会及び近隣センターとの連携・交流で組織力の強化を図る。
- (4) 花の女子会の組織強化を図る。
 - ・女性会員が自分達の好きなやりたいことを、自主的に企画運営し、区域を越えて自由に活動できる体制づくりを行う。事務局は積極的に支援する。

4. 将来に向け、持続が可能となる健全な財政運営

- (1) 補助金の安定確保を図る。
- (2) 就業開拓による自主財源の確保を図る。
- (3) 業務内容の点検と整理を進め、経費の適正執行を図る。

5. 地域への積極的な広報活動の展開

- (1) 市報、地元新聞、パンフレット等によりPRを行う。
- (2) シルバーの日等、一斉奉仕活動を通じて地域に貢献する。
- (3) 地域の祭事やイベント等において事業の普及啓発活動を実施する。

6. 公益法人制度改正に対する取り組み

- (1) 自律的なガバナンスの充実・透明性の向上を図る。
 - ・外部理事・外部監事の導入

7. 次期中期計画策定

- (1) 中期計画策定委員会の立ち上げ。
- (2) 前計画の検証・見直し
- (3) 令和9年度から令和13年度までの5箇年の策定

8. 新契約方式(包括的契約)への移行

- (1) 包括的契約へのスムーズな移行
 - ・新規制定のセンター利用規約、会員業務就業規約により、発注者と会員に直接的な契約関係が生じ、センターを含んだ包括的契約関係が成立することになるため、スムーズな移行ができるよう丁寧な対応に努める。